

定 款



一般社団法人 日本経営士会

創 立 昭和 26 年 9 月 25 日
社団法人設立 昭和 30 年 1 月 1 日
一般社団法人移行 平成 25 年 4 月 1 日

定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本経営士会（英文名 Association of Management Consultants in Japan。略称「AMCJ」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、経営支援並びに地域社会等への支援（以下、経営支援等という）に関する専門家及びそれらを目指す者をもって組織し、会員相互の交流と連携により高い能力を培い、また各分野における人材育成支援を通じて、国内外の経済・社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「経営士」等、資格の審査及び付与
 - (2) 経営支援等に関する人材の育成
 - (3) 会員相互による研究会等の開催
 - (4) 経営支援等に関する普及啓発及び表彰
 - (5) 経営支援等に関する調査及び研究
 - (6) 経営支援等に関する情報の収集及び提供
 - (7) 経営支援等に関する内外関係機関等との交流及び連携
 - (8) 経営支援等に関する行政及び産業界への提言
 - (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本会の会員は、次の4種類をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会が実施する「経営士」資格取得の試験又は審査に合格し、資格

の付与を受けて入会した個人

- (2) 準会員 本会が実施する「経営士補」及び「環境経営士」資格取得の試験又は審査に合格し、資格の付与を受けて入会した個人
- (3) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し、入会した個人又は法人
- (4) 特別会員 本会に功労のあった者又は学識経験者等で、理事会で承認された者

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 特別会員を除く会員は、本会の事業活動に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める規程に基づき、入会金・年会費等を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議を得て当該会員を除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 死亡し、又は本会が解散したとき。
- (3) 当該年度の会費を納入せず、1年が経過したとき。
 - 2 会員資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 3 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 資格の付与

(資格の付与)

第11条 経営士等の資格の付与を受けようとする者は、資格試験又は審査に合格しなければならない。

2 資格は、前項の資格試験等に合格し、入会した者に付与する。

(付与資格の喪失)

第12条 第10条の規定により会員資格を喪失したときは、付与した資格も喪失する。

第5章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、社員総会の日々の10日前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第2項の規定により請求があった場合においては、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人とすることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに総会に出席した正会員のなかから議長が指名した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事、5名以内を常任理事とする。
- 3 会長及び副会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもて、同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常任理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担する。
- 3 会長及び副会長並びに業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(賠償責任の免除)

第26条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第30条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事、常任理事の選定及び解職

(招集、議長)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は事故があったときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は事故があったときは副会長、会長・副会長が欠けたとき又は事故があったときは専務理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 顧問、幹部会、委員会

(顧問)

第36条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会に功労があった者又は学識経験者の中から、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。

(幹部会)

第37条 本会に幹部会を置くことができる。

- 2 幹部会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 幹部会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。
- 4 幹部会は、会長が必要と認めた場合に開催し、招集する。
- 5 幹部会の議長は、会長がこれに当たる。

(委員会等)

第38条 本会の事業を推進するため、必要に応じ理事会の決議により委員会等を設置することができる。

- 2 委員会等の委員長及び委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類を定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第42条 本会は剰余金の配分を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(事務局)

第47条 本会に、事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関しては理事会で定める。

(実施細則)

第48条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て会長が定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準備する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の代表理事は、佐藤敬夫と高橋栄一とする。